保険医療機関の皆さまへ

交通事故等の第三者行為
該当レセプトの記載に関するお願い

交通事故等による第三者行為で請求する場合は、レセプトの**特記事項欄へ「10 第三」と記載**していただくようお願いいたします。

※ 特記事項欄へは、厚生労働省「診療報酬請求書等の記載要領等について（昭和 51 年 8 月 7 日付保険発第 82 号）」により記載することとされております。

また、第三者行為とそれ以外の請求点数を区別する必要がありますので、**摘要欄に「第三者行為対象外点数」又は「第三者行為対象点数」を記載**していただきますよう併せてお願いいたします。

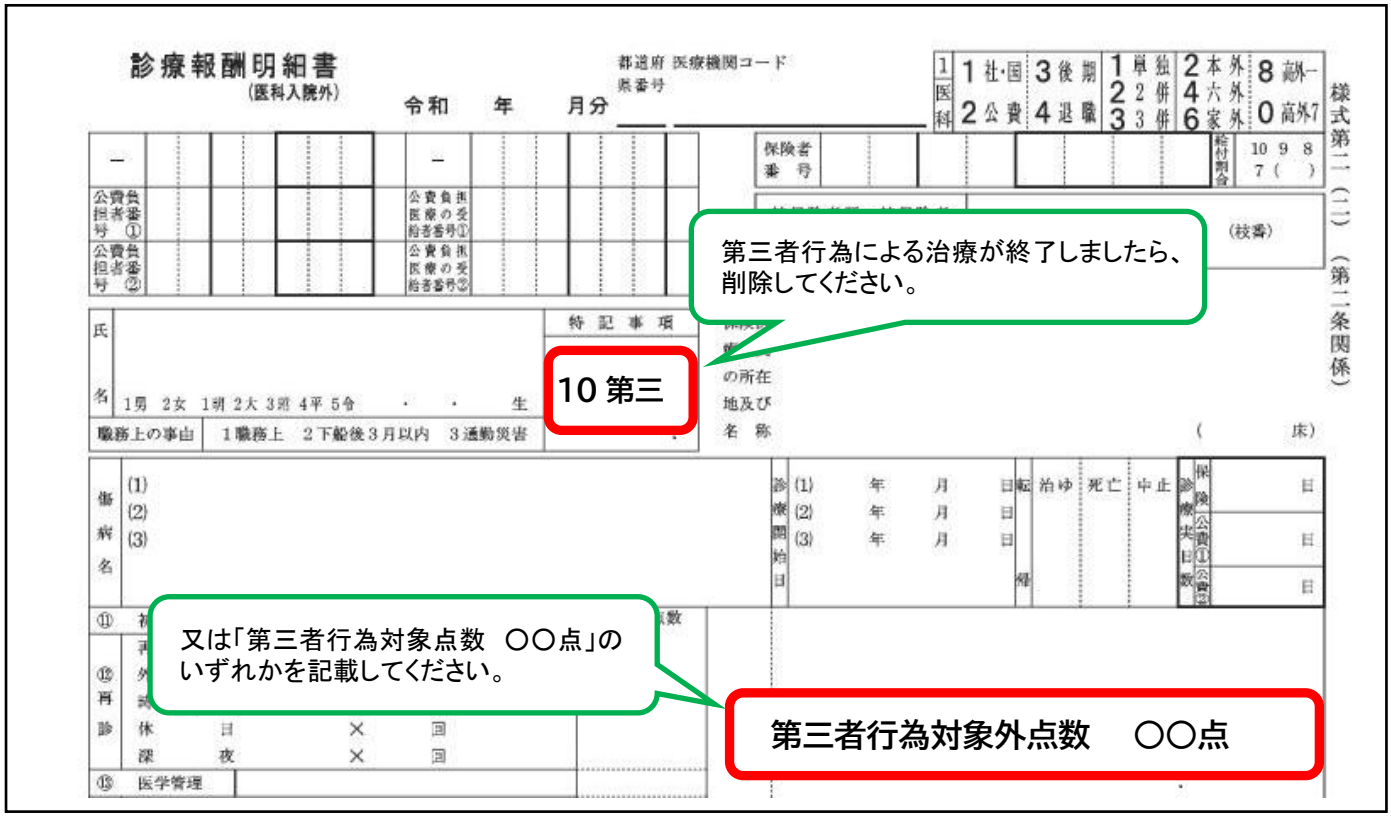

≪第三者行為の例≫

※ 自損事故は対象外です。（ただし、自損事故の同乗者は対象になります。）

群馬県国民健康保険団体連合会
TEL 027-290-1364（業務支援課）